# 横須賀都市計画生産緑地地区の変更 (横須賀市決定)

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面	積	備	考
面	積	備  平作5丁目地内において、箇所番号17(変更前 1,120㎡ → 変更後 1,090  衣笠町地内において、箇所番号27の区: (変更前 1,070㎡ → 変更後 1,050  西浦賀5丁目地内において、箇所番号(変更前 1,210㎡ → 変更後 1,220)	の面積の変更 ㎡ 30㎡減) 域の縮小 ㎡ 20㎡減)
約25	. 1 h a	佐原5丁目地内において、箇所番号53 (変更前 14,070㎡ → 変更後 13,95 津久井3丁目地内において、箇所番号5	20㎡ 150㎡減)
	>	(変更前 5,790㎡ → 変更後 5,900 秋谷1丁目地内において、箇所番号140 (変更前 1,350㎡ → 変更後 1,390	㎡ 110㎡増) 6の面積の変更
Ä		佐島1丁目地内において、箇所番号167 (変更前 730㎡ → 変更後 650㎡	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

# 理 由 書

#### 1 箇所番号 17

生産緑地地区のうち、箇所番号17については、登記の更正が生じたため、面積の変更を行うものです。

# 2 箇所番号 27

生産緑地地区のうち、箇所番号 27 については、一部区域が公共施設等の敷地の用に供されたことにより、区域の縮小を行うものです。

#### 3 箇所番号 48

生産緑地地区のうち、箇所番号48については、登記の更正が生じたため、面積の変更を行うものです。

# 4 箇所番号 53

生産緑地地区のうち、箇所番号 53 については、一部区域が公共施設等の敷地の用に供されたことにより、区域の縮小を行うものです。

また、登記の更正が生じたため、面積の変更を行うものです。

# 5 箇所番号 95

生産緑地地区のうち、箇所番号95については、登記の更正が生じたため、面積の変更を行うものです。

#### 6 箇所番号 146

生産緑地地区のうち、箇所番号146については、登記の更正が生じたため、面積の変更を行うものです。

# 7 箇所番号 167

生産緑地地区のうち、箇所番号167については、登記の更正が生じたため、面積の変更を行うものです。

# 新 旧 対 照 表

新旧の別	面	積	笛	所 数
新	約 25	. 1 ha		168
旧	約 25	. 1 ha	7	168
増減	約 O	. 0 ha		0